

答弁書第二二三号

内閣参質一八九第二二三号

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員水野賢一君提出自衛隊が海外活動で外国人等を拘束した場合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野賢一君提出自衛隊が海外活動で外国人等を拘束した場合に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「P K Oを始めとした自衛隊の海外での活動」、「外国人又は日本人を長期間であれ短期間であれ拘束する」、「P K Oを始めとする自衛隊の海外活動」、「外国人であれ在外邦人であれ拘束した場合」及び「どのような手続」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

二について

量刑の在り方については、広く我が国の刑事司法制度全体の枠組みの中で慎重に検討すべき事柄であり、刑事司法制度が異なる我が国と諸外国とを単純に比較することは適当でないことから、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

